

代表幹事就任後の一年を振り返る

日本がん疫学研究会代表幹事 田島和雄

就任時の巻頭言において、新世紀の医科学分野はポストゲノム時代への多面的対応に多くの智慧が注がれ、がんの疫学研究分野においてもがんの環境要因を修飾する宿主要因に関する研究が重要となることを強調した。一方では、がんの流行と戦う疫学・予防研究の究極的課題は人間を取り巻く自然・社会環境と共存していくための智慧を示唆することであり、それはヒトゲノムの域を越えた悠久の原則であることを申し添えた。私自身のこのような疫学の研究哲学は終生変わることはない。

去る7月13日は岐阜大学公衆衛生学清水弘之教授を会長とし、第24回日本がん疫学研究会が名古屋市で開催された。その報告は清水会長が本誌で述べているが、今回の特徴は私が会長を務めた第8回日本がん予防研究会と完全にジョイントしたことである。そのために少々無理もあったようであるが、両会長が互いに歩み寄って抄録集を一冊にまとめ、懇親会も一本化した。プログラムの企画は両研究会の特色を活かし、共有できる部分と特異的な部分とを配慮しながら決めた。

いずれにしても第24回日本がん疫学研究会は清水会長たちの立派な企画により大成功に終わった。特に、俳人でもある清水会長のキャラクターが随所に出ており、疫学の三つの原点的課題とも言える個人情報収集に当たっての倫理的対応、疫学研究で収集された資料の生物統計学的処理方法、日本におけるコホート研究の現状と展望などの問題について深く討議された。

ここで第8回日本がん予防研究会を世話した立場から会員諸氏に申し上げたい。日本がん疫学研究と完全にジョイントするため参加費も割安で一本化し、例年以上に疫学研究と予防研究の接点を重視したプログラムを組んだが、前日の日本がん予防研究会への参加者がやや少なかったように思う。今回の日本がん予防研究会で、愛知県がんセンター総長富永祐民先生は「日本人の予防戦略とその可能性」、国立がんセンター病院長垣添忠生先生は、「動物研究からヒト研究へのリンケージ」について講演されたが、いずれも若い疫学研究者に聞いて

ていただきたい内容であった。さらに、京都大学霊長類研究所の松沢哲郎教授による教育講演「チンパンジーの暮らしと教育」は、われわれが忘れかけているヒト本来の行動の原点についてチンパンジー母子の子育て奮闘記から興味深く紹介され、それは疫学・予防を目指す研究者にとって認識を新たにすることが多かったように思う。研究者は常に自分の専門性を貫いた研究に専念すべきであるが、時には全く専門分野を離れた一般教養を広めることも必要と思う。新しい研究の智慧は意外に思わぬところから湧きだしてくるものである。特に、若い研究者はそれくらいの余裕を持って自分の研究に専念していただきたいと思った。

私たちの疫学研究的多くは厚生労働省の対がん戦略、がん克服戦略や文部科学省のがん特別研究などに支えられながら過去20年間推進されてきたが、数年後には両省のがん研究企画もライフサイエンスの中に包括され、新しいがん研究の支援組織体制が検討されることになった。一方では、環太平洋文化圏におけるがん問題もクローズアップされるようになり、従来の欧米を中心とした先進的ながん研究から、オリエンタル文化圏を背景とした包括的研究への方向転換の重要性が見えてきた。新世紀は先進国のみならず、開発途上国においても保健体制が充実化され、「がん共存するための智慧」が世界的に重要課題となるであろう。そのような観点から、日本におけるがん疫学・予防研究が今後ますます環太平洋地域において注目されてくることを再度強調しておきたい。私たちは個人の尊厳性と人権保護を前提としながら、一般の人々から疫学研究に必要な個別情報の提供を受け、公益性を追求する疫学・予防研究の発展を目指していることを常に誇りに思いながら研究に邁進していきたいものである。

現在の日本がん疫学研究会は全会員の約1割を占める幹事により運営されている。幹事会の役員は2年ごとに幹事から互選された代表幹事、監事、機関誌の編集委員ら計5名、それに、学術集会の会長と事務局長らが実務的な任務に当たっている。発足当初から幹事会の中堅、若手の研究者（平均年齢50歳以下）で構成されており、幹事は60歳で定年し、全く優遇措置のない特別会員に格上げ(?)される。年齢の線引きは有って無いようなものであり、百寿を目指す人々は60歳を青年の入り口と捉えているだろうから、活力ある幹事の中には60歳定年に不満を示す方がおられ

る。しかし、自然万物の生き様に従って老いを若きが継承しながら組織を維持していくため、本研究会は無理も承知で新陳代謝を図っている。このような良き伝統を変えるつもりはないが、代表幹事として次の一年は、日本がん予防研究会との良き関係を保ちながら、日本がん疫学研究会の今後のあるべき姿について原則論に戻って検討したいと考えているので、全会員の皆様のご協力を仰ぎたい。(平成13年7月20日記す)

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

わが国の喫煙対策の問題点と展望

愛知県がんセンター 富永祐民

喫煙対策に関する昔話

NEWSCAST 編集担当の竹下先生から、わが国の喫煙対策の最近の問題と展望について寄稿してほしいとの依頼があった。筆者はこれまでに NEWSCAST に 11 回寄稿しているが、たばこ問題について触れたことは一度もなかった。しかし、これはたばこ問題に関心がないというわけではない。筆者がどのような経緯で喫煙問題に取り組むようになったかについては、最近日本疫学会のニュースレターに寄稿したので、昔話の重複は避け、日本疫学会のニュースレターに書かなかった昔話を 1, 2 紹介する。筆者は 1977 年から愛知県がんセンター研究所疫学部に勤務したが、その直前に当時国立がんセンター研究所疫学部長の平山雄先生にお目にかかり、「先生の計画調査から喫煙の健康影響はかなり解明されましたので、小生は愛知県がんセンター研究所疫学部では、喫煙の健康影響に関する研究は行わず、喫煙対策の推進に取り組みたいと思っています」と挨拶した。愛知県がんセンター研究所疫学部へ移ってから、疫学部の研究員 3 人と客員研究員 1 人に、小生の今後の研究方針と研究課題を説明し、研究課題の 1 つに喫煙対策の推進が含まれていることを伝えた。当時、4 人の研究員の内 3 人は喫煙者で、当時の疫学部研究員の喫煙率は 75% であった。小生の意向を聞いた 3 人の喫煙者の 1 人は直ちに禁煙した(現愛知医科大学薬剤部岡田啓教授)。2 人目も長男の誕生を機会に禁煙した。その後は禁煙を研究課題にして喫煙対策に取り組んだ(現愛知みずほ大学の小川浩教授)。その後、やや頑固な 3 人目の研究員(黒石哲生室長)も禁煙し、ついに疫学部の喫煙率はゼロとなった。ちなみに、最初から非喫煙者であった研究員は現岐阜大学公衆衛生学の清水弘之教授である。田島和雄現疫

学・予防部長は翌年から研究員となった。

その後、愛知県下の人口約 6 万人の津島市の要請を受けて禁煙を勧めたパンフレットを作成して全世界に配布したり、禁煙後に急に喫煙対策に熱を入れはじめた小川浩先生らと 1979 年に医師、保健行政、学校保健関係者などを中心に喫煙問題研究会を立ち上げた。筆者はその後、1987 年に東京で開催された第 6 回喫煙と健康世界会議の事務総長を務めたり、同年に発刊された厚生省の喫煙と健康問題に関する報告書(通称”たばこ白書”)の編集にも関わった。

喫煙対策に関する最近の動きと展望

比較的最近では、1996 年に名古屋で第 6 回日本疫学会を開催した際に、国際的に喫煙対策で名高いホンコンの Judith Mackay 女史を招き、この学会に合わせて開催した第 3 回日本疫学会セミナーでは「喫煙対策の実際」を主題とした。また、健康日本 21 計画の策定に先立ち、厚生省は 1998 年に「21 世紀の喫煙対策検討会」を開催したが、この検討会ではたばこ産業関係の委員も参加していたため、会議は紛糾し、防煙対策と分煙対策を中心に報告書がまとめられ、禁煙対策はノータッチとなった。21 世紀の喫煙対策検討会で禁煙対策が置き去りにされたこともあり、1999 年 5 月に名古屋で第 1 回全国禁煙指導研究会を開催した。この研究会は厚生省と地方自治体と関連団体の共催で開催し、バトンタッチ形式で世界禁煙デーの直前に開催することにした。第 2 回研究会は昨年 5 月に大阪で、第 3 回研究会は本年 5 月に広島で開催された。毎回 350-500 名の参加者があり、全国的に喫煙対策推進の気運が高まってきたことが感じられた。来年の第 4 回研究会は東京で開催される予定である。

周知のように、厚生省が策定した「健康日本 21 計画」では、成人の喫煙率半減の数値目標はたばこ業界の圧力により撤回されてしまった。現在、地方自治体で健康日本 21 の自治体計画が策定されているが、同じ圧力により、各自治体は苦戦している。多くの自治体では数値目標を最初から設定しないか、撤回してしまっただが、いくつかの自治体で喫煙率の数値目標を策定しようとしている。筆者は昨年 5 月 13 日の朝日新聞の論壇にたばこ代の大幅値上げにより、禁煙者が多少増えても、たばこ業界の売り上げとたばこ税は共に増加し、未成年者の喫煙防止にも役立つとの記事を書いた。

本年 3 月に厚生労働省から 4 月 19 日に開催される財務省理財制度審議会のたばこ事業部会に学識経験者

として出席してほしいとの要請があった。財務省のたばこ事業担当者との事前の打ち合わせから、財務省もたばこ対策に関する国際的な動き（米国でのたばこ会社の州政府に対する医療費の巨額補償、たばこ訴訟でのたばこ会社側の敗訴、WHO のたばこ枠組み条約の制定の動きなど）を憂慮しており、自由に発言して構わない（というよりは、財務省は外部からの厳しい意見を受けて喫煙対策の強化をはかるかたちをとりたい）とのことであったので、たばこ代の大幅値上げ（欧米先進国並の一箱 500 円程度に）、警告文書の強化（カナダの警告文書の供覧）、たばこ自販機規制の強化、路上でのくわえたばこの禁止（ぼい捨て禁止では不十分）、たばこ事業法の廃止などを主張した。この部会には厚生労働省の高倉生活習慣病対策室長等も出席し、現在 WHO 主導型で進められているたばこ規制の枠組み条約制定の動き、厚生省の取り組みなどを説明した。なお、この部会の議事録は財務省のホームページに掲載されている (<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/top.htm>)。厚生労働省の高倉室長等はその後 6 月 19 日に開催された部会にも出席し、枠組み条約制定に向けてのその後の動きを報告している。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

個人情報保護と疫学研究

神戸大学大学院法学研究科 丸山英二

I はしがき

ここ 1~2 年、疫学研究における個人情報保護の問題が注目を集めている。その背景には、個人情報保護法制整備の動き、遺伝子解析や疫学調査の無断実施を伝える報道、そして、インフォームド・コンセントの要件遵守の必要性の認識の広まりなどがあると思われる。

疫学研究に用いられる資料（本稿において「試料」とは、人体に由来する血液その他の体液、細胞、組織、臓器など、及びそれらから作られる標本を総称し、「資料」とは、試料に加えてカルテなどに収められたデータを含めたものを総称している）としては、人から採取された血液などの人体由来試料と、カルテなどに既にデータ化されたものがある。後者のデータ化された資料で個人識別が可能なものについては個人情報保護法制が適用される。他方、そのようなデータ化された資料も含めて人を対象とする研究を実施するためには、基本的には、インフォームド・コンセントの要件を満たすことが必要とされる。

II 個人情報保護法制

個人情報保護法制に関するこれまでの経緯は本誌でも繰返し紹介されているので、詳述は避けるが、2000 年 10 月 11 日に公表された情報通信技術（IT）戦略本部個人情報保護法制化専門委員会「個人情報保護基本法制に関する大綱」に基づいて、「個人情報の保護に関する法律案」（以下では、「個人情報保護法案」または「本法案」という）が作成され、2001 年 3 月 27 日に閣議決定ののち国会に提出された。本法案は、結局、今通常国会（6 月 29 日に閉会）では審議に入ることができず、衆議院で継続審議となった。本法案については、「メディア規制法案」と揶揄されるなど批判が強く、その帰趨に不確定なところがあるが、とりあえずはその概要を確認しておきたい。

(1) 個人情報保護法案の基本原則

本法案は、個人情報を取り扱うすべての者に適用されるものとして 5 か条の基本原則を定めている。もともと、後に取り上げる民間の個人情報取扱事業者の義務については、違反すれば処罰を受ける可能性があるが、基本原則には罰則規定がない。

基本原則を定める規定は以下の通りである。

（利用目的による制限）

第 4 条 個人情報は、その利用の目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない。

（適正な取得）

第 5 条 個人情報は、適法かつ適正な方法で取得されなければならない。

（正確性の確保）

第 6 条 個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれなければならない。

（安全性の確保）

第 7 条 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されなければならない。

（透明性の確保）

第 8 条 個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならない。

(2) 個人情報取扱事業者の義務

本法案では、個人情報取扱事業者（個人情報データベースなどを事業の用に供している民間の事業者）に適用される義務が、基本原則を敷衍してより具体的に規定されている。そのような義務を定める規定として

は、利用目的の特定(20条)、利用目的による制限(21条)、適正な取得(22条)、取得に際しての利用目的の通知等(23条)、データ内容の正確性の確保(24条)、安全管理措置(25条)、第三者提供の制限(28条)、保有個人データに関する事項の公表等(29条)、開示(30条)、訂正等(31条)、などがあげられる。

(3) 疫学研究と公衆衛生

本法案では、民間事業者であっても、報道機関、学術研究機関、宗教団体、政治団体については、個人情報取扱事業者課される義務が免除される(55条1項)。したがって、大学等(私立であっても)でなされる疫学研究自体については、事業者の義務が課されることはない。問題になりうるものとして残ったのは、民間病院がカルテ情報を学術研究や地域がん登録事業等の目的のために利用・提供することが、カルテの目的を患者の治療と狭く捉えた場合、事業者に禁じられた「目的外の取扱い」になり「第三者提供」になるか、ということであった。しかし、これについても、目的外の取扱い及び第三者提供の禁止に対する適用除外が認められる場合として、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を定めた21条3項3号及び28条1項3号の規定が法案に入れられたことで対応がなされたということが出来る。したがって、現段階においては、個人情報保護法の制定は疫学研究に直接的障害となるものではないといえる。もっとも、このような適用除外規定があっても、提供病院側が過度に防御的になって、カルテ情報を、例えばがん登録機関へ提供することを拒む場合には、その提供を強制することはできない。これをなすうするためには、がん登録事業等への提供・登録を義務づける法律が制定されることが必要である。

(4) 国の機関

医療機関については、国立、公立、私立の別によって個人情報保護に差が出るのはおかしいということが指摘されてきた。そのうち、国の機関に関する動きとしては、現在、総務省の「行政機関等個人情報保護法制研究会」が国の行政機関などが保有する個人情報の保護法制について検討していることをあげることが出来る。同研究会は7月27日に「中間整理」を発表し、8月27日までを募集期間として、それに対する意見を募集している(「中間整理」は以下のアドレスで見ることが出来る。http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/010727_1.htm)。

「中間整理」では、目的外の利用・提供について、

現行の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」(9条1項、2項)と同様に、目的外利用及び第三者提供を、「法律の規定に基づき利用又は提供をしなければならないとき、本人の同意があるとき、あるいは本人に提供するとき、行政機関等が利用する場合であって相当の理由があるとき、統計・研究目的や明らかに本人の利益になるときその他提供することについて特別の理由があるときに限」って認めることとしている。したがって、疫学研究目的のものであれば、目的外利用及び第三者提供が認められうることになる。

III 厚生省・厚生労働省の動き

旧厚生省は、2000年3月、疫学的手法を用いる研究に関する倫理指針を策定するため、厚生科学審議会先端医療技術評価部会に「疫学的手法を用いた研究等における個人情報の保護等の在り方に関する専門委員会」を設置し、そこで検討される指針たたき台を作成するために厚生科学研究費による「疫学的手法を用いた研究等における生命倫理問題及び個人情報の保護の在り方に関する調査研究」研究班を用意し、筆者が主任研究者となった(研究報告書を<http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/medical/work/work.htm>に掲載している)。

専門委員会では、(1)その策定する倫理指針の対象となる研究を、疫学研究に限るのか、あるいは、広く疫学的手法を用いる医学研究も包含するのか、(2)倫理指針の内容を、個人情報保護の問題に限るのか、あるいは、個人情報保護に加えてインフォームド・コンセントの要件や倫理審査委員会の承認などについても規定を設けるのか、が議論になった。(1)については、当初は広く対象を捉える方針が採られたが、途中で、とりあえずは疫学研究に絞って倫理指針策定の作業を急ぐ方向に方針が変更された。(2)については、専門委員会の名称などから、個人情報保護に議論を絞るべきだとする意見もあったが、それに限られるものではないという方針で検討が進められた。しかし、結局、この専門委員会においては指針の策定にまでこぎ着けることはできなかった。

2001年に入って、厚生労働省が発足し、先の専門委員会の作業を引き継ぐものとして、厚生科学審議会科学技術部会に「疫学的手法を用いた研究等の適正な推進の在り方に関する専門委員会」が設置され、第1回が5月21日に、第2回が6月22日にそれぞれ開催された。その後、7月に入り、文部科学省の科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会においても疫学研究に

関する倫理指針が取り上げられることになり、今後は、両省の専門委員会・部会が合同で会合を開くことが予定されている。

IV 疫学研究の在り方についての私見

個人情報保護法案については、研究者やジャーナリズムの立場から、あるいは市民の「知る権利」の立場から、基本原則のみの適用であっても、目的による縛りや本人の関与という要件が研究や取材・報道を大きく制約することになる、という批判が少なくない。そのような批判においても、多くの場合、研究や取材をされる側に実害が出てはならないことの認識は示されている。しかし、それを超えて、研究や取材をされる側の気持ちに配慮したものは少ない（自分が取材・研究の対象とされる場合のことも念頭に置いて述べられたものは少ない）ように感じられる。個人情報保護法制について考える場合には、単に研究や報道の利益をうたうだけでなく、（公人とされる者は別であろうが）研究や取材の対象となる者に対する思いやりも必要であるように思われる。

そのことを確認したうえで、疫学研究、なかでも、既存の資料を用いる研究についての私見を述べることにしたい。既存の資料の典型は、健康診断や診療において検査用に採取された血液の残りを凍結保存したものや、カルテに収められたデータであろうと思われるので、それらを念頭に置いて論じることにする。

健康診断の受診者や診療を求める患者の立場からいうと、受診の目的は自分の健康状態のチェックや病気・傷害の治療、健康の回復である。受診者や患者は、健康状態のチェックや治療のために必要であるということで、血液検査に応じ、またカルテに記載される情報を提供する。それらが研究に利用されるということまで想定している受診者・患者はほとんどいないと思われる。また、健康診断についての説明・同意書、あるいは診療申込書の中に、研究利用について説明をし、同意を得る欄が設けられていることがある。しかし、そのような場合でも、どのような目的で、どのような利用がなされるかについて、受診者・患者に正確なイメージを与えることができるといえるものは多くはないように思われる。したがって、これらを用いた疫学研究がなされる場合には、受診者や患者は、自分自身からの情報や試料を、自分が了解していなかった態様で利用されることになる（目的外利用）。そのような利用が自分由来の資料についてなされていることを知らされた場合に、気持ち悪さや憤りの感情を抱く人もいると思われる。

他方、これらの資料の研究利用について、個別的な説明・同意が必要とされると、研究の対象となる受診者や患者は、（医療機関、医師、研究者が過去に入手した）自分由来の資料を用いた研究が計画されるたびに、インフォームド・コンセントのプロセスに応じることが求められることになる。受診者・患者の中には、そのような再同意の手続を煩瑣なものと感じたり、自分の資料の研究利用について無関心であったり、あるいは、とくに異論がない者も少なくないと思われる。

また、研究者の側からは、全数を対象とすることによって、疾病の頻度、予防・治療の効果等について正確な情報を得ることができ、そのような正確な情報は個人の健康管理や公衆衛生の向上に不可欠であるということが主張されるであろうし、さらに、既存資料について、同意が得られないという理由から研究利用が認められず、新規に資料を集め直すということになると、効率の点でも、また生体由来試料の場合には倫理性の点でも、より大きな問題が起きることが指摘されるところである。

このようなことを考えあわせると、既存資料の研究利用について、最低限満たすべき要件としては、実体的には、原則として、研究の実情の周知と拒否権の保障があげられるが、場合によっては、拒否権を否定することがやむを得ない、ないしは必要である、とされる場合もありうると考えられる。また、手続的には、倫理審査委員会の審査・承認ということが不可欠であろうし、拒否権を否定する場合においては、この倫理審査委員会の審査の重要性は一層強くなるといえる。

このように述べると、インフォームド・コンセントを重視する観点からは後退しているように受取られるかもしれない。しかし、インフォームド・コンセントの手続は、研究者のみならず、研究対象者（対象者となる可能性がある人も含む。以下同じ）にも負担をかける側面を有している。集団を対象とする疫学研究においては、むしろ、重点は研究の意義、目的、方法、結果など、研究の実情の周知に置かれるべきであると思われる。

筆者の考えでは、人を対象とする研究の倫理問題を考えるとき、第1に避けられなければならないことは、（研究上の必要性が認められる例外的場合を除いて）個人に関わる資料を用いた研究をこっそりと隠密裡に行うことである。本人に秘匿してそのような研究を実施するということは、その人の人間としての尊厳を踏みこむ行為であると考えられる。その観点からは、研究対象者に対する研究の実情に関する情報開示は不

可欠であるといえる。他方、すべての人が、自分の資料を用いる研究について強い関心を持つわけではない。したがって、すべての対象者に詳細な情報を伝える必要はない。言い換えると、それについて関心を持ち、詳細な情報入手を希望する人に対して十分な情報提供を保障すれば足りると思われる。

半面、関心を持つ対象者に詳細な情報提供を保障するためには、研究についての情報を（対象者や対象者となる可能性のある人々だけではなく）広く社会に周知させることが必要である。それなくしては、（情報源を別に持つ人は別として、また、個別的・集団的な説明がなされる場合は別として）対象者が研究について知る端緒がなくなってしまう。また、拒否権を認めない枠組みで研究を行う場合には、当該研究について、社会的承認を得ることが不可欠のように思われる。それを担保するためには、研究対象者のみならず、誰であっても、研究に関心を持つ人に、それに関する情報（希望に応じて詳細な情報）を提供する仕組みを用意することが不可欠であると思われる。

結論的にいうと、既存資料を、インフォームド・コンセントの手続を踏むことなく、研究に利用するためには、研究の概要を社会に対して周知させるとともに、詳細な情報の入手を希望する者に対してはそれを提供する仕組み（あわせて、全数調査の必要がない場合には、拒否権を保障する仕組み）を設けることが必要だと思われる。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

第 24 回日本がん疫学研究会を終えて

第 24 回日本がん疫学研究会会長

岐阜大学医学部公衆衛生学 清水弘之

平成 13 年 7 月 13 日（金）、名古屋駅前 JR セントラルタワーズプラザにおいて、第 24 回日本がん疫学研究会を開催しました。出席者は約 60 人でした。今回は、前日に行われた第 8 回日本がん予防研究会（会長：愛知県がんセンター田島和雄先生）との共同開催ということで、13 日夜の懇親会と 14 日午前のワークショップを合同の形にさせていただきました。

ここでは、プログラムの詳細を繰り返して記載するのを避けますが、日本のがんコホート研究についてシンポジウムを持つことが出来、またそれに関連する教育講演と特別報告をいただくことが出来て、がん疫学の

勉強会らしかったのではないかと、思っています。

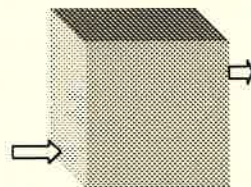


教育講演をして下さった橋本修二先生からは、コホート研究を行うに当たっての統計学的問題のいくつかについて、コメントをいただきました。中間調査の意義、妥当性の検証の意義、そもそもなぜ比例ハザードモデルを無批判に多用するのか、といった内容の議論でした。この研究会でモデルについての議論がなされたのは第 1 回、あるいは第 2 回目から数えて約 20 年ぶりのことであったような気がします。50 分の講演ではなく、1 日を使ってこのテーマで勉強会をしてもいいくらいだと思いながら聞きました。

私にとって最も衝撃的であったのは、橋本先生が、講演の最後で、躊躇しながらではありましたが、日本の疫学者はモデルが分かっていないし、勉強しようとしていない、といった趣旨の発言をされたことでありました。疫学を標榜する者にとって最も重視しなくてはならない点が完全に欠けていたのではないかとこの反省です。



日本の疫学が他分野の方々から軽視されていることは、いろいろな場面で明らかであろうと思います。少なくとも私はそう感じてきました。実力がないからと言われればそれまでですが、その力が、病気のより詳細な生物学的メカニズムに言及できるかどうかという視点で計られているのなら、いささか残念です。疫学は、集団における健康事象発現の法則性を見出す点に主眼をおいているのだと思ってきました。次の図の左側の矢印を押ししたり引いたりすればそれに応じて右側の矢印が動くということを明らかにするのが疫学だと思ってきました。



箱の中がどうなっているのか、病因を追う立場からは明らかにする必要がありますし、疫学者にとっても関心のある点であることは間違いありません。しかし、箱の中を明らかにするのは基礎生物学の領域であり、“疫学”にそれを求めるのは八百屋で肉を買うようなものかと思えます。例えば、投げた距離を競う砲丸投げの選手に足が遅いといって非難するのも妙なもので

す。両方が揃っているに越したことはありませんが、それはトータルとしての病因学の実力を問うているのであり、疫学の実力の議論とは問題を異にします。疫学研究としての質を問うなら、左側の矢印の動きに応じて右側の矢印が動くことはバイアスの入っていない間違いのない事実であると証明できているかどうか、で議論すべきものと思います。

疫学の基本は実験ではなく、人間集団の観察ですが、事象の観察結果にどのようなモデルを当てはめ、解析に当たって注意すべき点は何か、という問題を整理して提起して下さったのが、今回の橋本先生の教育講演であったと思っています。



質問票を用いるだけの調査でどの程度のことを明らかにすることができるか、そしてそれらの結果は国際的には高く評価されているということ、坪野先生が特別報告で紹介して下さいました。喫煙と肺がんなどもうとっくに終わったテーマと思われるかも知れませんが、組織型別、国別解析で見られる大きなリスクの差を何で説明するかなど、未解決な問題の多いことを祖父江先生が示して下さいました。さらに、シンポジウムにおいては、各演者から、日本のコホート研究の位置づけ、大腸がんを例にとつての未解決な点、endpointの照合の問題点などを整理していただきました。座長の大島先生からは、日本のがんコホート研究に携わる者が一堂に会して議論をさらに深めたり、データの相互利用を図ってはどうかという締めくくりをいただきました。



倫理・個人情報保護をめぐるワークショップでは、基本的な考えを整理することが出来たと思います。ただし、さて現実にはどのように対応するかという議論が十分出来ず、現場では形式を整えることに走ったり、とても無理だと研究自体を投げ出してしまったりすることになるのではないかと危惧している気持ちは解消されませんでした。開会に当たっての会長挨拶で、倫理・個人情報保護の厳しさから疫学研究がやりにくくなったという愚痴話に陥らないようにしたい、などと余計なことを言ったせいで、演者各位が話を抑えてしまわれたのではないかと悔やんでいます。

それでも、会員からの希望を受け入れ、代表幹事の田島先生が、メーリングリストを用意して疫学研究の倫理ガイドライン関連の情報を流し、情報や意見の交換ができる体制を作る、と明言して下さいたことは有り難いことでした。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

平成 13 年度日本がん疫学研究会 幹事会議事録要旨

日時：2001年7月13日（金）12:30-13:30

場所：タワーズプラザ ルーム A

出席者：岸、森、稲葉、渡辺（昌）、津金、山口、祖父江、恒松、岡本、清水、玉腰、菊池、田島、黒石、浜島、徳留、渡辺（能）、森本、竹下、大島、津熊、中村、中地、古野、吉村（25人）

欠席者：深尾、辻、簗輪、山本、永田、秋葉

[議事録要旨]

1. 庶務報告（庶務担当幹事：浜島）
 - 1) 会員数：2001年6月20日時点で260人、海外顧問3人、賛助会員1人であり、会員数は1990年からほぼ同じである。
 - 2) 第23回研究会記録集：昨年度の研究会の内容が篠原出版新社の「癌の臨床」46巻13号に特集「ライフスタイルと遺伝素因」として掲載された。
 - 3) NEWS CASTの発行：主編集者森満幹事と副編集者竹下達也幹事により、No62～No65の4号が発刊された。
 - 4) 会計報告：平成12年度の会計収支報告が行われ、中地敬監事からの監査報告の後、承認された。引き続き、平成12年の実績に基づいて作成された平成13年度の予算案が承認された。
2. 役員等の一部改選（代表幹事：田島）
 - 1) 顧問会員の推薦：青木國雄特別会員が推薦され承認された。
 - 2) 幹事の改選：今年度は18人の幹事が任期満了となった。このうち、渡辺昌幹事および恒松由記子幹事が特別会員に推薦され承認された。残り16人の幹事は再任された。また、新幹事として味木和喜子、清水由紀子、石川秀樹、坪野吉孝の4会員が推薦され承認された。
 - 3) 監事の改選：任期（2年）を満了した徳留信寛幹事が監事として再任された。
 - 4) NEWS CAST 編集者：森満幹事の任期（2年）が終了し、新編集者として古野純典幹事が推薦され承認された。

- 3. 次年度の日本がん疫学研究会の開催（次期会長：吉村）
第9回日本がん予防研究会（会長前田浩世話人）と合同で、平成14年の7月15日（月）と16日（火）、熊本産業文化会館にて第25回日本がん疫学研究会を開催するとの説明があった。
- 4. 次々年度の研究会開催（代表幹事：田島）
次々年度（第26回、平成15年）の研究会の会長として岸玲子幹事が推薦され承認された（なお、同時期に開催予定の日本がん予防研究会の会長は北海道大学の細川真澄世話人が推薦されている）。
- 5. その他（代表幹事：田島）
 - 1) 平成12年度より、日本がん予防研究会のニュースレターを日本がん疫学研究会の会員に、また日本がん疫学研究会のNEWS CASTを日本がん予防研究会の会員に配布している。この件について事後承認された。また、しばらく継続するという点についても承認された。
 - 2) 本年度に名簿作成を行ない、同時にメンバーリストの作成も検討することとなった。
 - 3) 個人情報保護法の成立が先送りされたが、玉腰班、丸山班のガイドラインとは別に疫学研究に関する倫理ガイドラインが厚生労働省で検討されている。日本がん疫学研究会においてもこれに対処する必要があるという点が確認された。代表幹事を中心に具体策を検討することとなった。
 - 4) 特別会員となった渡辺昌幹事、恒松由記子幹事から幹事退任に際しての挨拶があった。

な展開をしている個人情報保護の動きに関しても特別報告、教育講演を頂くこととしました。なお前日には、生存率計測と予後調査の実際に関して、実務者研修会・自由集会を開催致します（大阪府立健康科学センター2F講習室、午後3時より開催の予定）。多数のご参加をお願い致したく、ご案内申し上げます。

総会研究会プログラム（敬称略）

特別報告

「個人情報保護法と公衆衛生活動」（仮題）

前田光哉（厚生労働省政策統括官付参事官室）

座長：浜島信之

教育講演

「医学医療における個人情報保護」（仮題）

丸山英二（神戸大学大学院法学研究科）

座長：久道 茂

総会・ポスター見学

特別講演

「がん診療におけるアウトカム評価」（仮題）

福島雅典（京都大学大学院医学研究科）

座長：岸本拓治

シンポジウム

「がん患者の生存率」

司会：岡本直幸、津熊秀明

- 1) 基調報告 大島 明
- 2) National Cancer Data Base の紹介－わが国のがん登録への示唆－ 山口直人
- 3) 院内登録整備の重要性－全がん協病院協同調査から－ 岡本直幸
- 4) 臓器別がん登録における生存率調査の概要 児玉哲郎
- 5) 社会階層による生存率格差－英国における生存率調査－ 本荘 哲
- 6) がん登録からみたがん検診の評価 小越和栄
- 7) 小児がんの生存率 味木和喜子

詳細については、第10回総会研究会事務局（大阪市東成区中道1-3-3、大阪府立成人病センター調査部 地域登録内、TEL 06-6972-1181 内線2302）まで。



第10回地域がん登録全国協議会
総会研究会のご案内

第10回総会研究会会長

大阪府立成人病センター調査部 大島 明

第10回地域がん登録全国協議会 総会・研究会を大阪府医師会館（2F大ホール）で2001年9月14日（金）（午前9時より）に開催致します。主題としては、がん診療の包括的な評価指標であるがん患者の生存率を取り上げ、「地域がん登録におけるがん患者の生存率計測の意義」をテーマとしました。また、昨今急速

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

第3回アジア・太平洋地域国際疫学会

国際疫学会 (International Epidemiology Association、会長: Charles Florey 教授) では、3年毎に開催される学術総会(1999年 フィレンツェ、2002年 モントリオール)の途中の年に各地域で地域学術大会を開催することになっております。西太平洋地域では第1回(1991年)が青木國雄会長のもと名古屋で、第2回(1998年)が田中平三会長のもと東京で開催されました。

今回、第3回地域学術大会を下記の通り開催することになりました。

日時: 2001年9月3日(月) ~ 5日(水)

会場: 産業医科大学 ラマツィーニホール

〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1

主題: アジア・太平洋地域における疫学と健康開発

会長: 吉村健清 (産業医科大学 産生研・臨床疫学)

今回の地域大会ではアジア地域の疫学の振興を目指して、若い疫学者から最新の疫学研究成果を発表して

もらい、討論ならびに若い疫学者の交流が出来ればと考えております。

今回は特別講演を日英セミナーでおなじみの Holland 教授、青木國雄名誉教授(元 IEA 会長)、Chitr Sitthi-Amorn 教授(タイ、チュラロンコン大学、次期 IEA 会長)、Douglas Weed 博士(米国 NCI)の各先生方をお願いし、21世紀の疫学を展望してもらいます。さらに、がんおよび感染症についてシンポジウムのオーガナイズをそれぞれ田島和雄先生(愛知がんセンター研究所 疫学予防部長)、石川信克先生(結核予防会結核研究所 副所長)をお願いしております。

残暑の残る北九州ですが、北九州博覧祭 2001年7月4日~11月4日が開催されておりますので、是非御参加いただき学会を楽しんでいただければ幸いです。

なお、本学会の詳細につきましては下記ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.wpi.med.uoeh-u.ac.jp/APEPI2001>

連絡先 E-mail: apepi2001@azul.med.uoeh-u.ac.jp

Tel: +81-93-602-5552

Fax: +81-93-603-0158

きくの INTERNATIONAL FRESH COFFEE
IFCコーヒー



鮮度=健康

おいさを求めて...
めいらくグループ

名古屋製酪株式会社

名古屋市天白区中砂町 310 番地 (052) 831-6688 (代)

株式会社 東京めいらく

東京都豊島区南大塚 2-45-8 大塚15ビル 2F (03) 3946-3344 (代)

株式会社 大阪めいらく

大阪府東淀川区 3-5-24 新大阪第一ビル 2F (06) 6399-2323 (代)

株式会社 九州めいらく

福岡市東区原田 3-5-1 (092) 622-5328 (代)

株式会社 ラトリア

名古屋市天白区中砂町 310 番地 (052) 633-5411 (代)

ホームページ

<http://www.sujahta.co.jp/>

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

第3回日韓疫学セミナーのご案内

第3回アジア・太平洋地域国際疫学会の合間を利用して、第3回日韓疫学セミナーが「食事と健康」を主題に開催されます。どなたでも無料で参加できます。

日時：2001年9月4日，14:30 - 17:00
会場：産業医科大学 ラマツィーニホール

Organizers

Suminori Kono (Kyushu University, Fukuoka)
Hai-Rim Shin (NCC Research Institute, Koyang)

Session 1: Trend of Food and Nutrient Intake

Chairpersons: Keun-Young Yoo (SNU, Seoul),
Naoto Yamaguchi (NCC, Tokyo)
1. Yasuhiro Matsumura (NIHN, Tokyo)
Food and nutrition: long-term trend in Japan
2. Hyun-Kyung Moon (Dankook University, Seoul)

東西編集後記東西編集後記東西編集後記東西編集後記東西編集後記東西編集後記東西編集後記東西編集後記東西編集後記東西編集後記

森 満 先生に代わって、古野純典が今回から竹下達也先生と一緒に編集を担当することになりました。提言、批評、反省、抱負など形式ばらない意見が掲載されるNEWS CASTはいつも勉強になっていました。代表幹事の田島和雄先生はこの1年を振り返り、「包括的ながん研究の重要性」を指摘されています。第24回日本がん疫学研究会の会長を務められた清水弘之先生は「人間集団の観察」が疫学の基本であることを指摘されています。どちらも心にとめておくべき疫学の理念であろうと思います。この2年間日本がん疫学研究会の年次集会は日本がん予防研究会と合同で開催されました。来年も同時開催の予定で、好ましいことと思います。神戸大法学研究科の丸山英二先生が疫学研究の倫理問題について解説されています。「思いやり」の心はいつでも重要です。富永祐民先生が11回も寄稿しているとは知りませんでした。喫煙対策への長い貢献度がうかがえました。英国 Nottingham 大学がタバコ会社から寄付を受けたことに抗議して、何人かの教授が辞任したことが話題になっていました。喫煙科学財団から研究助成金を受けた私は国際的には非難されるのかも知れません。3件の学術集会の案内が掲載されています。いずれも9月前半の学術集会ですので、案内が若干遅いような気がします。反省材料です。今年の夏は例年にない猛暑が続いています。会員の皆様のご健勝を念じております。(古野純典)

Food and nutrition: long-term trend in Korea
3. Mi-Kyung Kim (Catholic University, Seoul)
Traditional foods in Korea

Session 2: Food, Nutrition and Disease Prevention

Chairpersons: Hai-Rim Shin (NCC, Koyang),
Hirotugu Ueshima (Shiga Univ Med Sci, Otsu)
1. Yoon-Ok Ahn (SNU, Seoul)
Diet and cancer in Korea
2. Kazuo Tajima (Aichi Cancer Center, Nagoya)
Diet and cancer in Japan

3. Bo-Youl Choi (Hanyang University, Seoul)
Diet and cardiovascular disease in Korea
4. Hiroyasu Iso (Tsukuba University, Tsukuba)
Diet and cardiovascular disease in Japan

Session 3: Food and Nutrition in Children

Chairperson: Yoon-Ok Ahn (SNU, Seoul)
1. Suminori Kono (Kyushu University, Fukuoka)
Body-build of schoolchildren in Japan
2. Jeongseon Kim (Semyung University, Chechon)
Nutrition and obesity in Korean schoolchildren

7月の研究会では清水会長の疫学にける情熱（執念？）をひしひしと感じました。倫理、統計学、コホート研究と様々な勉強をさせていただきました。

田島先生がお書きになっていますように、松沢先生のご講演は大変刺激的でした。個体の行動を丹念に分析することが研究の原点であり、疫学研究においても然りと思いました。

富永先生には、日本の喫煙対策の展望について、貴重なご寄稿をいただきました。この問題は、健康日本21策定に際して大きく物議をかもしましたが、勝負はむしろこれからでしょう。ご紹介いただいた議事録には、興味深い議論が満載です。

最近の禁煙外来の充実、ニコチンパッチの導入、ニコチンガム市販など、とても良いことだと思います。しかし、禁煙後に肥満やそれに付随した健康問題をおこさないような、包括的な健康管理も大変重要と、嘱託産業医を務めている立場から感じています。

丸山先生には、個人情報保護と疫学研究の在り方について貴重なご意見をいただきました。とくにIV節は疫学研究者がしっかり受けとめるべき部分と思えました。会員の皆様のご意見をお待ちしております。

なお前ページの広告記事は、「当研究会の賛助会員のお名前を毎年1度掲載する」という特典に基くものです。(竹下達也)

発行 日本がん疫学研究会	事務局 〒464-8681 名古屋市中千種区鹿子殿1-1 愛知県がんセンター研究所疫学・予防部 気付 TEL: 052-762-6111 (内線7316) FAX: 052-763-5233 振込口座 00810-2-37001	編集責任者 竹下達也 古野純典
-----------------	---	-----------------------